

公告

上田市二ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成21年2月23日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

理事

新任

氏名	住所
中村守徳	上田市下之条170番地1
中澤友義	上田市中之条702番地
石井要一	上田市小泉2841番地2
山浦明夫	上田市上田原276番地

重任

氏名	住所
佐々木勇	上田市下之条565番地
塩崎秀信	上田市下之条489番地
中村秀直	上田市下之条635番地
宮下年弘	上田市下之条292番地8

退任

氏名	住所
玉井信行	上田市下之条230番地57
柳沢進	上田市中之条546番地4
堀内義彦	上田市上田原182番地1
石井一栄	上田市小泉3047番地

監事

新任

氏名	住所
橋詰強	上田市下之条700番地
山岸弘修	上田市中之条696番地1
石井徳明	上田市小泉2482番地7

退任

氏名	住所
中村信善	上田市下之条684番地1
笹沢琢郎	上田市中之条1095番地86
石井正英	上田市小泉2798番地1

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成21年2月23日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

理事

新任

氏名	住所
丸山正幸	上田市中之条272番地
堀内熙	上田市小牧649番地
小林良一	上田市福田35番地5

退任

氏名	住所
小林幸雄	上田市諏訪形719番地

桜井幸三 上田市小牧139番地4

中山茂夫 上田市築地186番地

監事

新任

氏名	住所
田鹿征男	上田市上田原333番地

退任

氏名	住所
大井清司	上田市神畑45番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

普通乗貨兼用自動車 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成21年3月25日

(4) 納入場所

長野県松本地方事務所農地整備課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所農地整備課

電話 0263 (40) 1918

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月5日 午前10時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成21年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農地整備課

公告

下水内郡栄村による泉平地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成21年2月23日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年2月24日から3月24日まで

3 縦覧の場所

下水内郡栄村役場

農地整備課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成21年2月23日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

名称	所在地	指定年月日
有限会社 鶴野興産	長野市大字北尾張部849番地4	平成21年2月18日

事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

倉島 明一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成21年度特会千曲川流域下水道事業汚泥収集運搬業務委託(長野市赤沼・真島2)

未消化脱水汚泥100トン、消化脱水汚泥50トン、沈砂38トン及びしき14トン(予定数量)

(2) 役務の特質

下水汚泥(未消化脱水汚泥、消化脱水汚泥、沈砂及びしき)の収集運搬

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥発生場所

ア 未消化脱水汚泥及び消化脱水汚泥

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

イ 沈砂及びしき

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定により、長野市長から産業廃棄物の収集及び運搬の業(汚泥)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成21年2月23日から平成21年3月2日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月13日(金) 午後2時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成21年3月12日(木) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同一入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

倉島明一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成21年度特会千曲川流域下水道事業汚泥収集運搬業務委託(長野市赤沼・真島1-1)
加湿灰1,395トン(予定数量)
- (2) 役務の特質
下水汚泥(加湿灰)の収集運搬
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 下水汚泥発生場所
長野市真島町川合1060-1
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
長野市大字赤沼字申高2455
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場
- (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第

- 35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定により、長野市及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業(燃え殻)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成21年2月23日から平成21年3月2日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月13日(金) 午後2時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成21年3月12日(木) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県企業局上田水道管理事務所長

小林 繁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

上田水道管理事務所浄水場運転補助・監視等業務委託

(2) 役務の特質

上田水道管理事務所諏訪形浄水場における夜間及び休日の運転補助・監視業務、水質検査検体の採取・検査業務及び諏訪形浄水場内における環境整備業務

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

上田市諏訪形613
上田水道管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に浄水場で同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諏訪形613

上田水道管理事務所 業務課

電話 0268 (22) 2110

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月6日(金) 午前10時
イ 場所 上田水道管理事務所 会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局上田水道管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

西村正男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
松塩水道用水管理事務所浄水場運転補助・監視等業務委託

(2) 役務の特質

松塩水道用水管理事務所本山浄水場における夜間及び休日の運転補助・監視業務及び水質検査検体の採取・検査業務

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1
松塩水道用水管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に浄水場で同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1
松塩水道用水管理事務所 業務課
電話 0263 (52) 3330

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月6日(金) 午後2時
イ 場所 松塩水道用水管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局松塩水道用水管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

事業課

公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成21年2月23日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

1 採用予定の教員の種別及び人員

生活科学科生活環境専攻所属の消費経済学担当の教授、准教授又は助教(本学での助教は、専任講師相当の職位です。)1名

2 担当科目

生活と消費経済(家庭経済学を含みます。)、環境と経済、消費者経済、環境ビジネス論、生活統計学、生活と情報技術Ⅱ、生活環境ゼミナール、新入生ゼミナール

3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 上記専門分野及び関連領域において修士若しくは専門職学位(外国において授与されたものも含みます。)以上の学位を取得若しくは取得見込みの者又はこれらと同等以上の教育能力及び研究能力を有する者

(2) 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(大学院在学期間及び大学における非常勤講師期間を含みます。)又はこれに相当する教育若しくは研究の経験を有すること。

(3) 論文又は講演等の関連資料3編(博士論文又は修士論文を含みます。)以上の研究業績又はこれに準ずる研究上の能力を有すること。

(4) 年齢は、問いません。ただし、本学の定年は63歳です。

4 採用予定日

平成21年10月1日

5 応募書類の受付期限及び提出先

(1) 受付期限

平成21年5月13日(水) 必着

(2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「生活環境専攻教員(消費経済学)応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

6 応募書類

(1) 履歴書

(2) 教育実績一覧(これまで担当した主な科目に授業概要を付し、それらの科目の教授において行った教育内容、教育方法上の工夫等を記したものの。なお、教育実績がない場合は省略することができます。)

(3) 教育の総括書(これまでの教育活動を概観し、今後の抱負を具体的に2,000字以内にまとめてください。これに加え教育実績を示す資料を添付することもできます。なお、教育実績がない場合は省略することができます。)

(4) 研究業績一覧(論文等の業績には、審査の有無を記し、200字程度の概要を付してください。)

(5) 主な研究業績の原本又は別刷若しくは写し

(6) 研究の総括書(これまでの研究全体を概観し、併せて担当予定科目との関連性について、2,000字以内にまとめてください。)

(7) 大学その他の所属機関の運営に係る活動実績の総括書(大学その他の所属機関の運営に参画し、貢献した実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、該当する活動実績がない場合は省略することができます。)

(8) 学会又は社会における活動実績の総括書(学会又は社会における活動や貢献の実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、該当する活動実績がない場合は省略することができます。)

(9) 照会先(2名)を記載した書類(応募者の人物、研究、教育活動について問い合わせが可能な人の氏名及び連絡先を記載してください。)

(10) 推薦書1通

7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います(面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。)。また、面接の際には、主な担当科目に関するシラバス案等の提出や模擬授業を求めています。

8 その他

(1) 応募書類は返却いたしますので、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学生生活科学科生活環境専攻(電話 026-234-1221(代表)、ファクシミリ 026-235-0026)に行ってください。

(3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育総務課

公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成21年2月23日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

1 採用予定の教員の種別及び人員

生活科学科生活環境専攻所属の環境生理学(被服学関連領域を研究フィールドにしていること。)担当の教授、准教授又は助教(本学での助教は、専任講師相当の職位です。)1名

2 担当科目

環境生理学(被服学を含みます。)、環境生理学実習(被服製作を含みます。)、衣環境と人体生理、生活環境とアメニティ、生活環境ゼミナール、家庭科教育法、教育実習、教育実習の指導、新入生ゼミナール

3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 上記専門分野及び関連領域において修士若しくは専門職学位(外国において授与されたものも含みます。)以上の学位を取得若しくは取得見込みの者又はこれらと同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
- (2) 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(大学院在学期間及び大学における非常勤講師期間を含みます。)又はこれに相当する教育若しくは研究の経験を有すること。
- (3) 論文又は講演等の関連資料3編(博士論文又は修士論文を含みます。)以上の研究業績又はこれに準ずる研究上の能力を有すること。
- (4) 年齢は、問いません。ただし、本学の定年は63歳です。

4 採用予定日

平成21年10月1日

5 応募書類の受付期限及び提出先

(1) 受付期限

平成21年5月13日(水)必着

(2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「生活環境専攻教員(環境生理学)応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

6 応募書類

(1) 履歴書

(2) 教育実績一覧(これまで担当した主な科目に授業概要を付し、それらの科目の教授において行った教育内容、教育方法上の工夫等を記したものの。なお、教育実績がない場合は省略することができます。)

(3) 教育の総括書(これまでの教育活動を概観し、今後の抱負を具体的に2,000字以内にまとめてください。これに加え教育実績を示す資料を添付することもできます。なお、教育実績がない場合は省略することができます。)

(4) 研究業績一覧(論文等の業績には、審査の有無を記し、200字程度の概要を付してください。)

(5) 主な研究業績の原本又は別刷若しくは写し

(6) 研究の総括書(これまでの研究全体を概観し、併せて担当予定科目との関連性について、2,000字以内にまとめてください。)

(7) 大学その他の所属機関の運営に係る活動実績の総括書(大学その他の所属機関の運営に参画し、貢献した実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、該当する活動実績がない場合は省略することができます。)

(8) 学会又は社会における活動実績の総括書(学会又は社会における活動や貢献の実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、該当する活動実績がない場合は省略することができます。)

(9) 照会先(2名)を記載した書類(応募者の人物、研究、教育活動について問い合わせが可能な人の氏名及び連絡先を記載してください。)

(10) 推薦書1通

7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います(面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。)。また、面接の際には、主な担当科目に関するシラバス案等の提出や模擬授業を求めることがあります。

8 その他

(1) 応募書類は返却いたしますので、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学生活科学科生活環境専攻(電話 026-234-1221(代表)、ファクシミリ 026-235-0026)に行ってください。

(3) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育総務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月23日

長野県長野養護学校長 小 嶋 瑞 紀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野養護学校スクールバス車両管理及び運転業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所